

(成年被後見人等の四親等内親族が申請する場合)

記載例

登記事項証明申請書

(成年後見登記用)

那覇地方 法務局 御 中
令和 〇年 〇月 〇日申請

閉鎖登記事項証明書 (閉鎖された登記事項の証明書を必要とする場合はこちらにチェックしてください。)

Form with multiple sections: 請求される方 (住所, 氏名), 請求される方の資格 (本人, 成年後見人, etc.), 代理人 (住所, 氏名), 添付書類 (戸籍謄本, etc.), 後見登記等の種別及び請求の通数, 特別の請求, 登記記録を特定するための事項 (本人の氏名, 登記番号, 生年月日, 住所), 交付通数, 手数料, 交付方法, 受付日.

収入印紙を貼るところ
収入印紙
1通につき
550円

印紙は申請書ごとに必要な通数分を貼ってください。

収入印紙は
1通につき
550円です

(ただし、1通の枚数が50枚を超えた場合は、超える50枚ごとに100円が加算されます)

本人確認書類
請求権者
代理人

運転免許証
健康保険証
マイナンバーカード
住基カード
資格者証明書
弁護士
司法書士
行政書士
その他
パスポート

封筒

部分について、次ページをご確認ください。

成年被後見人との親族関係を証明できる戸籍謄抄本又は続柄の記載がある住民票が必要です。

窓口請求の場合は、請求される方(代理請求の場合は代理人)の本人確認書類(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポート等)を窓口で提示していただきますようお願いいたします。
郵送請求の場合は、申請書類とともに、上記本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。
申請書に添付した戸籍謄本等の還付(返却)を希望される場合は、還付のための手続が必要です。

※ 証明を受ける方の配偶者または四親等内の親族が請求する場合、証明を受ける方との親族関係を証明する発行後 3 か月以内の戸籍謄抄本又は続柄の記載がある住民票が必要となりますが、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本は、発行後 3 か月以内のものに限りません。

※ 未成年後見人が請求する場合、発行後 3 か月以内の戸籍謄抄本が必要となりますが、未成年後見に係る事項のみが記載されている戸籍の一部記載事項証明書（抄本）を添付することで足りません。